



立教大学原子力研究所 原子炉施設保安規定の変更について

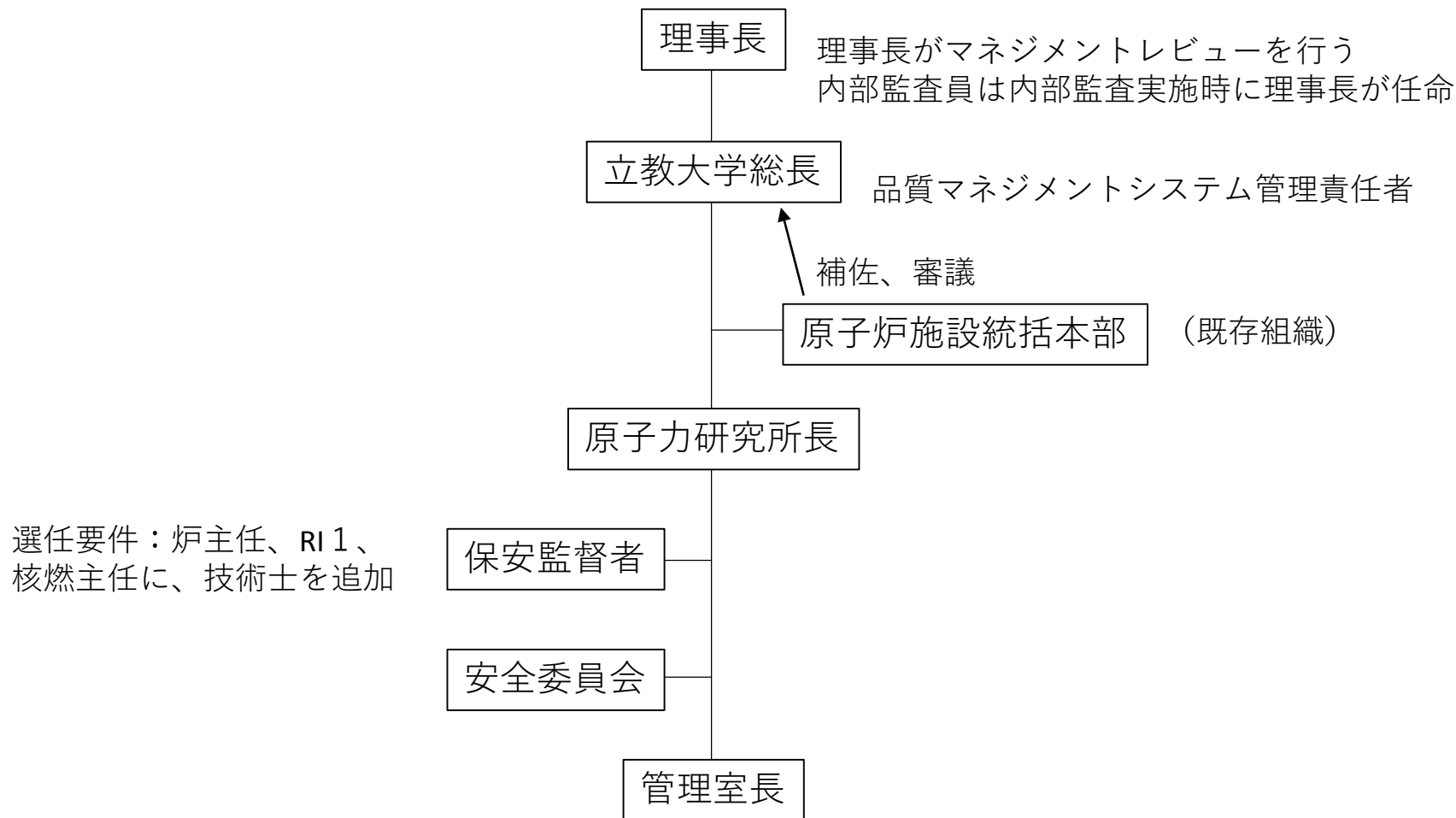
令和 2 年 1 1 月 3 0 日

学校法人 立教学院
立教大学 原子力研究所

1. 三条改正に伴う変更

(1) 経営責任者のリーダーシップ

品管規則に従い、次の図に示す組織によって、品質マネジメントシステムを確立し、運用し、改善する。



(2) 検査員の独立性

第22条第4項（下線部）のとおり規定する。

（定期事業者検査）

第22条 所長は、試験炉規則の定めるところに従って、性能維持施設について、定期事業者検査を実施しなければならない。

2 室長は、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた定期事業者検査実施要領書を作成し、保安監督者の同意及び所長の承認を得なければならない。

3 所長は、検査の方法を変更する場合には、その変更について、安全委員会に諮問しなければならない。

4 所長は、保安監督者及び室長以外の要員であって定期事業者検査の対象となる施設の保修又は点検に関与していないものから検査員を任じ、当該要員の他の業務に関わらず、検査に必要な権限を与える。

5 室長は、試験炉規則に定められた記録を作成し、検査結果を保安監督者及び所長に報告しなければならない。

6 室長は記録を試験炉規則に定められた期間保存しなければならない。

2. 三条改正に伴わない立教炉固有の変更

(1) 放射性固体廃棄物の管理

- ・第29条の3（放射性固体廃棄物の保管状況の検査と巡視）を新設し、検査と巡視を規定
- ・第27条（固体廃棄物の区分、保管場所及び保管容量）に1項目を新設し、放射性固体廃棄物管理に関する二次文書制定を規定

(2) 放射能濃度の確認の追加

- ・第27条（固体廃棄物の区分、保管場所及び保管容量）に2項目を新設し、放射能濃度の確認を受ける場合の手続きを規定

(3) 線量限度の変更等

- ・特別措置を必要とする線量率を 1 mSv/hr から $25 \text{ }\mu\text{Sv/hr}$ （ 1 mSv/wk に相当）に訂正（第7表）
- ・電離則改正を反映し水晶体の線量限度を（令和3年4月1日より）変更（第8表）
- ・妊娠する可能性がないと診断された女性の放射線業務従事者の緊急作業従事を追加（第56条）

(4) 記載の適正化・明確化